

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

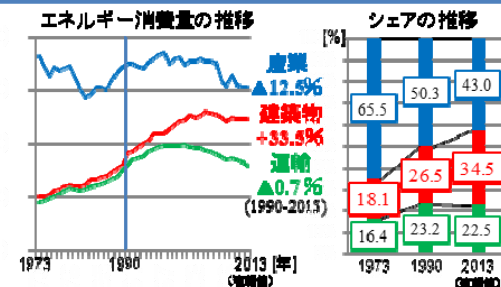
(平成27年法律第53号、7月8日公布)

<施行日:規制措置は平成29年4月1日、誘導措置は平成28年4月1日>

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
- 他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門における省エネルギー対策の抜本的強化が必要不可欠。



法律の概要

● 基本方針の策定 (国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

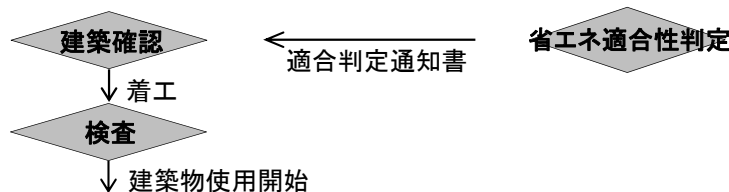
特定建築物 一定規模以上の非住宅建築物(政令:2,000㎡)

省エネ基準適合義務・省エネ適合性判定

- ①新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への**適合義務**
- ②基準適合について所管行政庁又は登録省エネ判定機関(創設)の**判定を受ける義務**
- ③建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。

建築主事又は指定確認検査機関

所管行政庁又は登録省エネ判定機関



その他の建築物 一定規模以上の建築物(政令:300㎡)

※基準適合義務対象を除く

届出

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への**届出義務**
 <省エネ基準に適合しない場合>
 必要に応じて所管行政庁が**指示・命令**

住宅事業建築主*が新築する一戸建て住宅

*住宅の建築を業として行う建築主

住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導
 <住宅トップランナー基準に適合しない場合>
 一定数(政令:年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が**勧告・公表・命令**

規制措置

エネルギー消費性能の表示

建築物の所有者は、建築物が**省エネ基準に適合**することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の**表示**をすることができる。

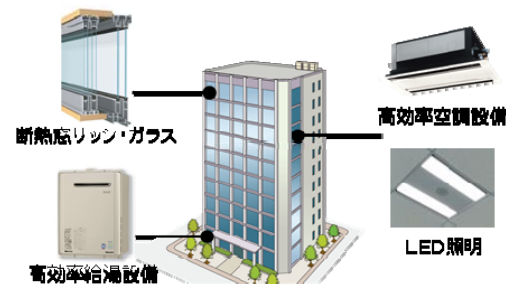
省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修等の計画が、**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例***を受けることができる。

*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入(10%を上限)

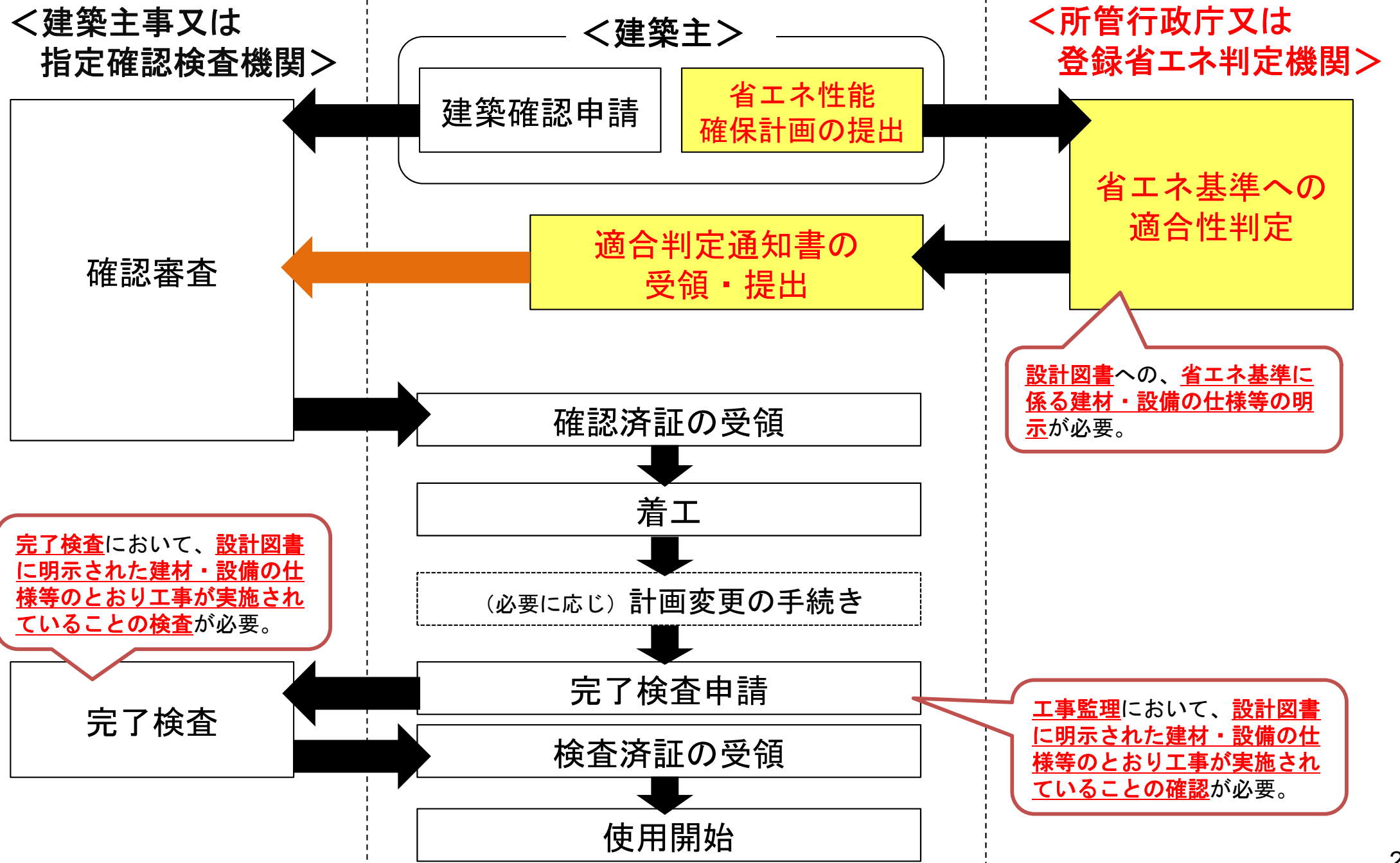
誘導措置

【省エネ性能向上のための措置例】



- その他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)

適合義務対象となる建築物に係る手続きの流れ (§ 11~18)



適合性判定、工事監理・完了検査における建材・設備の仕様等の確認について

- 省エネ基準への適合義務対象となる建築物については、
 - ① 省エネ適合性判定に必要となる設計図書への、省エネ基準に係る建材・設備の仕様等の明示が必要。
 - ② 工事監理・完了検査において、設計図書に明示された建材・設備の仕様等のとおり工事が実施されていることの確認・検査が必要。
- 設計図書に明示する内容、工事監理・完了検査における確認・検査内容は、下表のとおり。

計算プログラム※1に入力する内容	設計図書に明示する内容	工事監理における確認内容	完了検査における検査内容
① 計算プログラムで選択する仕様	○ <u>計算プログラムで選択する仕様</u> 〔記載例：グラスウール断熱材 50mm〕	○ <u>納入仕様書等</u> により、設計図書に明示された <u>仕様</u> の建材・設備が設置されていることを <u>確認</u>	○ <u>工事監理報告書の確認</u> 等
② 所定の試験方法※2に基づき測定された数値、又は所定の製品規格※2に基づく数値	○ 次の①又は② ① <u>性能値＋試験方法</u> ※2 ② <u>製品規格</u> ※2 〔記載例：0.050 (W/m・k) JIS A 1412に基づき測定〕	○ <u>納入仕様書等</u> により、設計図書に明示された <u>性能又は規格</u> の建材・設備が設置されていることを <u>確認</u> ○ <u>性能証明書類（第三者認証・自己適合宣言書</u> ※4）の <u>確認</u>	○ <u>工事監理報告書の確認</u> 等 ○ 必要に応じ、性能証明書類を確認
③ 任意評価に基づく数値（所定の試験方法※2では測定できない場合）	○ <u>性能値</u> ○ <u>第三者機関の任意評価に係る評価内容</u> ※3 〔記載例：0.040 (W/m・k) ○○機関の任意評価に基づく（評価書は別添）〕	○ <u>納入仕様書等</u> により、設計図書に明示された <u>性能</u> の建材・設備が設置されていることを <u>確認</u> ○ <u>性能証明書類（評価書）</u> の <u>確認</u>	○ <u>工事監理報告書の確認</u> 等 ○ 必要に応じ、性能証明書類を確認

※1 モデル建物法を利用する場合は、「モデル建物法入力支援ツール」。標準入力法を利用する場合は、「エネルギー消費性能計算プログラム」
 ※2 建材・設備ごとの所定の試験方法又は製品規格については、「建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物に係る工事監理マニュアル」を参照
 ※3 登録省エネ評価機関において行われる任意評価に係る評価書。建設地に固有の条件（風量・河川の水温等）に基づき性能試験等を行う必要があるものは、大臣認定の対象
 ※4 JIS Q 17050-1に基づく所定の試験方法への自己適合宣言書や、JIS Q 1000に基づく所定の製品規格への自己適合宣言書等が該当

省エネ基準に係る工事監理の流れ

